

多々良経麻佐古

企画展

手鑑

「多々良の麻佐古」

中世大名大内氏文書の粹

展示解説書



企画展 手鑑「多々良の麻佐古」中世大名大内氏文書の粹 展示解説書

緒 言

手鑑「たたら まさご多々良の麻佐古」は、元長州藩士で、明治期に宮内省の要職を歴任し、能書家としても知られる杉孫七郎（1835～1920、重華、聴雨）が、かつての主家である大内氏の書跡を蒐集し、手鑑に仕立てたものである。

大内弘世から義長に至る大内氏歴代当主の文書が並ぶことに加え、書下・安堵状・下文・連署状など様々な書式の文書が含まれ、中世武家文書の様式を通覧できる点が特色で、これまで史料集等に未掲載の古文書を多く含むなど、大内氏及び山口県の中世史研究においても貴重な資料である。

企画展『手鑑「多々良の麻佐古—中世大名大内氏文書の粹—」』（令和5年11月23日～令和6年2月4日）は、この手鑑を通して大内氏歴代文書の魅力を紹介するものです。本書が、大内氏の歴史と中世文書の成り立ちを理解する一助となれば幸甚である。

目 次

目次	1
「多々良の麻佐古」の概要	2
企画展「多々良の麻佐古」出品目録	3
凡例	4
大内氏略系図	4
杉氏系統表	4
図版・釈文・解説	5

「多々良の麻佐古」の概要

大内弘世（14世紀中頃）から大内義長（16世紀中頃）に至る、大内氏歴代の文書24点、善福寺（現在の山口市道場門前にあった時宗寺院）文書16点（前記の大内氏歴代文書のうち8点を含む）、家臣の発給文書、大内持世・大内政弘等の和歌、大内氏勘合貿易印の印影など計55点が収録されている（別表1参照）。

年代は、明記してあるものでは最も古いものが正平12年（1357年）7月13日付け、新しいものは永禄10年（1567年）11月16日付けである。

標題の「多々良」は大内氏の本姓であり、大内氏ゆかりの書跡を真砂（美しい砂）に例えたものであろう。

平成25年（2013）6月に、孫七郎の曾孫・杉徳和氏から県立山口博物館に寄贈された「杉孫七郎関係資料」780点のひとつである。

なお、令和元年（2019）12月6日付けで、山口県指定有形文化財に指定された。指定内容は下記のとおりである。

1 種別／記号番号	有形文化財（書跡）／書第11号
2 名称	手鑑「多々良の麻佐古」
3 員数	1帖
4 品質、形状、寸法	法帖仕立、縦49.4cm、横55.6cm、厚さ6.7cm、木箱入
5 制作の時代又は年代	明治27年（1894年）8月
6 所在の場所	山口市春日町8番2号 山口県立山口博物館
7 所有者	山口県（山口市滝町1番1号）
8 概要	

冒頭より、大内弘世から義長までの発給文書や和歌が15点、歴代順に並べられている。中ほどは、家臣の発給文書や和歌、毛利家所蔵の印章の印影が年代と関わりなく配置される。最後に、中世・山口町にあった善福寺文書16点（大内氏歴代発給文書8点を含む）が配されている。大内氏歴代の花押が並ぶことに加え、書下・安堵状・下文・連署状など書式も多様で、中世武家文書の様式を通覧できる。

標題の「多々良」は大内氏の本姓であり、大内氏ゆかりの書跡を真砂（まさご、細かい砂）に例えたものであろう。

編者の杉孫七郎（1835～1920）は、長州藩士植木五郎右衛門の二男として山口に生まれ、のち杉家を継いだ。維新後、明治政府に出仕し、宮内庁関係の要職を歴任した。この杉家（伯耆守家）は、大内氏の譜代家臣である杉氏の惣領家にあたり、豊前守護代を世襲した。

本帖は、能書家としても知られる杉孫七郎が、杉氏の主家である大内氏ゆかりの古文書を収集し、手鑑としてまとめたもので、孫七郎の優れた蒐集眼に適った秀逸な作品に仕上がっている。また、内容的に既存の史料集に未掲載のものを多く含むなど、防長の中世史研究において貴重な資料である。なお、本帖を以て、山口県指定有形文化財の手鑑は3件となる（「手鑑」・山口市蔵、手鑑「筆陳」・下関市蔵）。

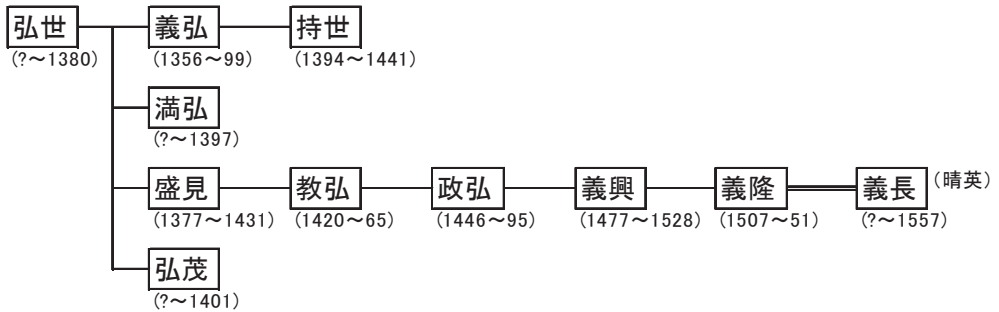
企画展 手鑑「多々良の麻佐古」 出品目録

番号	名称	宛所	年代	員数	備考
1	大内弘世書下		正平12年7月13日	1	宛所は長門一宮大宮司か
2	大内義弘安堵状	極楽寺	応永6年9月26日	1	
3	大内満弘安堵状	和田士貞	永徳元年11月3日	1	長府毛利家「筆陳」から杉孫七郎に譲与
4	大内盛見書下	当寺住持	応永24年7月16日	1	
5	大内持世書状	一宮大宮司	12月13日	1	
6	大内持世和歌懐紙			3	長府毛利家「筆陳」から杉孫七郎に譲与
7	大内教弘安堵状	禪吉蔵主	享徳2年2月25日	1	
8	大内政弘和歌懐紙詠草			3	長府毛利家「筆陳」から杉孫七郎に譲与
9	大内義興袖判下文	金子弥十郎家親	明応4年4月29日	1	
10	大内義興書状	益田治部少輔	(永正4年)5月13日	1	
11	大内義隆袖判安堵状		天文19年11月21日	1	状末尾の印、蔵書印か
12	大内義隆書状	杉豊後守	(天文元年)12月4日	1	
13	大内義隆自筆書状	環翠軒	黄鐘27日	1	長府毛利家「筆陳」から杉孫七郎に譲与
14	大内義隆自筆書状	勘解由少路	(天文元年)11月6日	1	極札2枚貼付、自筆書状で花押がこの形のは唯一
15	大内義長感状	英梅軒	弘治2年6月26日	1	
16	大内氏奉行人連署書状	棚守左近大夫	(天文10年)3月5日	1	
17	大内氏奉行人連署奉書	光教寺	享禄4年12月11日	1	
18	大内義弘安堵状		明德3年6月3日	1	
19	毛利輝元安堵状	当住玄授	永禄10年11月16日	1	
20	榎本元吉書状	棚守左近将監	卯月4日	1	
21	杉重信(重矩)書状	金子平五郎	(天文3年)11月3日	1	21・22は同一紙に貼付、長府毛利家「筆陳」から杉孫七郎に譲与
22	杉弘相書状	天野堀式部大輔	(明応9年)2月6日	1	21・22は同一紙に貼付、長府毛利家「筆陳」から杉孫七郎に譲与

凡 例

- 一、本書は、企画展「手鑑「多々良の麻佐古」」の展示解説書として、和田秀作・山田稔「史料紹介 手鑑「多々良の麻佐古」(1)」、「同(2)」(『山口県立山口博物館研究報告』第47号・2021、同48号・2022)を再編集したものである。
- 一、収録資料は、手鑑「多々良の麻佐古」のうち、企画展出品資料22点(指定番号1~22)である。
- 一、資料の配列は、手鑑の現状の配列のとおりとした。
- 一、資料名は、原則として指定時の名称を採用したが、その後の知見を加えて部分的に改めたものもある。
- 一、資料の形態は、その形状によって堅紙、折紙などと示した。
- 一、資料の寸法は、センチ単位でミリまで示した。
- 一、字体は常用漢字を基本とし、それに読点・並列点を加えた。表外漢字や変体仮名などは、一部を除き通用漢字や平仮名に改めた。
- 一、説明注は()で示し、そのうち地名注は旧国名+旧郡名を付した。
- 一、抹消文字の判読が可能な場合は、左側に見消(みせけち)の記号(ゝ)を付し、右側に訂正後の文字を記した。
- 一、判読が困難で文字が確定できない場合は[]で示した。
- 一、異筆については、「 」で括り、(異筆)と注記した。また、本文以外の部分も「 」で括り、その性質に従って(封紙)などと注記した。
- 一、極札については、筆者の特定はせず、釈文や印文を記すにとどめた。
- 一、各資料の本文は、原則として原文のとおりに改行した。また、折紙の場合は、折り返し部分を』で示した。
- 一、年月日・差出人・宛名の位置関係については、原則として原文のとおりとした。

大内氏略系図



杉氏系統表

	系統名	仮名・官途	通字	主な役職	相伝文書	実名<法名>	系譜
①	伯耆守系	七郎一伯耆守/新左衛門尉・因幡守・彦八郎	重	豊前守護代	杉家寄贈資料(関79杉七郎左衛門)	<智高>・重綱・重宗・重国(宗国)・武勝・重清・重信(重矩)・重輔・重良・元良・弘固<秀運>・隆哉・重祐・隆辰	惣領家。
②	豊後守系	弾正忠一豊後守/十郎・彦四郎・修理亮・中務丞	連・運	周防守護代→筑前守護代		重運・重貞<道平>・盛重・弘重・弘英・武運・興長・興運・連緒	
③	次郎左衛門尉系	小次郎一次郎左衛門尉/越前守	相・宣	安芸東西条代官→安芸守護代?/山城下狛大将/山城綴喜郡代/在京雜掌		重宣?・盛宣?・弘相・興宣・興相・隆宣・長相(元相)・元宣	
④	美作守系	勘解由左衛門尉→美作守/彦三郎・余次郎	道	奉行人		重道<惣梧>・武道・興道<宗珊>・隆相	
⑤	備中守系	備中守/孫次郎・平左衛門尉	明	和泉守護代/奉行人		重明・重茂・頼明・秀明・武明・右明?	豊後守系の庶家?
⑥	三河守系	兵庫助→三河守/彦七・民部大輔	隆?	奉行人/山城愛宕郡代		重隆<宗西>・弘隆・興重<宗長>・隆重・正重・隆宗・長清・元重	伯耆守系の庶家?
⑦	木工助系	孫三郎→木工助/三郎・彦九郎・民部丞・備前守		奉行人/「侍大将」	萩博物館寄託杉家文書(永田秘録巻76)	弘依・興頼・隆泰・長元・鎮頼・弘信?	備中守系の庶家?

大内弘世公御判形 当国 長州

當國長州凶徒退治事早速

達一宮遂

修造并臨時祭礼令参詣

可致精誠之状如件

正平十二年七月十三日 大内弘世

1 大内弘世書下

一通 堅紙 縦三〇・四、横四四・八

【釈文】

(麻札)
大内殿弘世公御判形 当国 長州 (印文 弘世)
〔黒印〕

当国長州凶徒退治事、早速

達所存者、当社於 一宮遂

修造并臨時祭礼、令参詣、

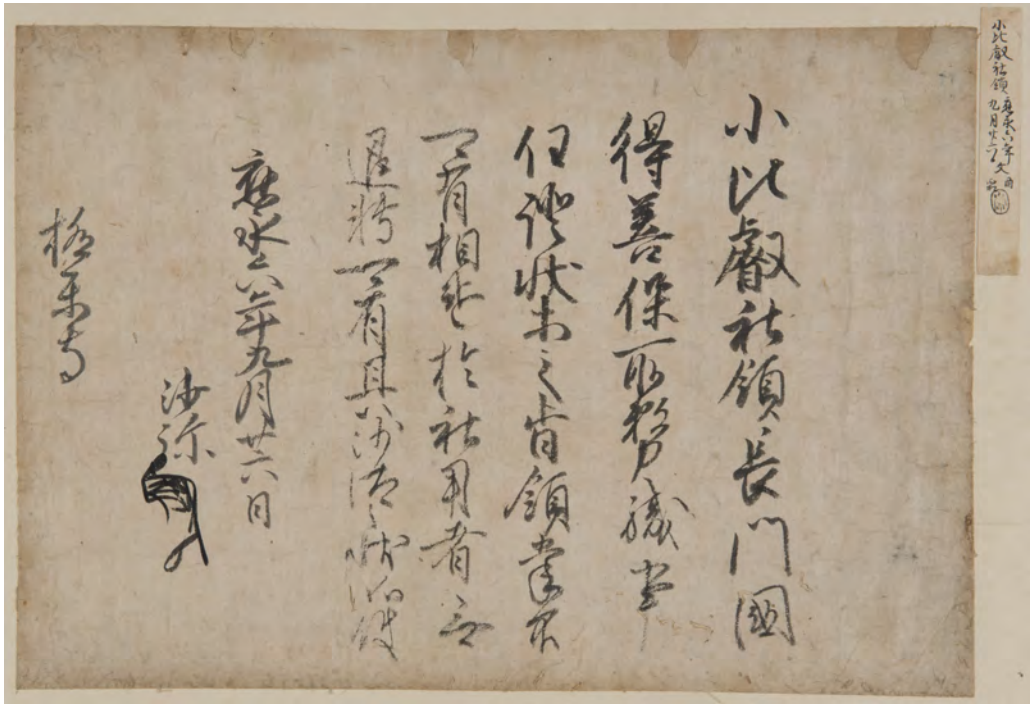
可致精誠之状如件、

正平十二年七月十三 日 散位多々良弘世 (花押)

【解説】

大内弘世が、長門国の「凶徒」を退治するという望みを果たしたならば、長門国一宮(現、下関市の住吉神社)を修理して臨時の祭礼を行い、自ら参詣することを誓ったもの。この当時、大内弘世は南朝方の周防国守護として隣国長門へ侵攻中であり、ここでいう凶徒とは、北朝方の長門国守護であった厚東氏を指す。後年、弘世は厚東氏を長門国から逐うと、約束どおり同宮を再建した。現在、国宝に指定されている住吉神社本殿は、この時に作られたもの。

小比叡社領 應永六年九月廿六日 文
九月廿六日 文



2 大内義弘安堵状

一通 縦紙 縦三二・一、横四六・四

【釈文】

〔極社〕

小比叡社領 應永六年九月廿六日 文 霜西 (印文「來」) (黒印)

小比叡社領長門國 得善保所務職事、

任証狀等之旨、領掌不

可有相違、於社用者、無

退轉可有其沙汰之狀如件、

(三九九九年) 應永六年九月廿六日

(大内義弘) 沙弥(花押)

極楽寺

【解説】

大内義弘が、極楽寺(現、下関市の日頼寺)に小比叡社領長門國得善保の管理や租税の徴収を行う権限を認められたもの。「沙弥」とは、剃髪・出家しても依然として俗事に携わる者のこと。義弘は四年前に足利義満に同調して出家して以降、官職名を記すべき公的な文書では「沙弥」を名乗っている。なお、義弘は三ヶ月後に幕府軍と戦って堺で戦死した(応永の乱)。

大内多々良伊予守殿満弘弘世師加久志村
石見国都野郷内
和見國守加久志村
[印]

石見國都野郷内加久志村
半分事 任関東安堵之旨
知行不可有相違之状如件
慶之○十一月三日 貞房
和見國守加久志村

3 大内満弘安堵状

一通 縦紙 縦三〇・六、横三七・〇

【釈文】

(雜札)

大内多々良伊予守殿満弘弘世師加久志村

印文(泰山)
〔黒印〕

石見国都野郷内加久志村

半分事、任関東安堵之旨、
知行不可有相違之状如件、

永徳元年十一月三日 満弘(花押)

和見國守加久志村
和見國守加久志村

【解説】

大内満弘が、和見國守加久志村(現、島根県江津市)の半分を支配して租税を徴収する権利を認めたもの。満弘は大内弘世の三男で、義弘の弟、盛見の兄に当たる。本文書は、兄義弘と大内氏の家督を争っていた満弘が、いったん和解して実質的な石見國守護の権限を行使していた時期のもの。なお、満弘の発給文書の原本は本文書を含めて四点しか現存していない。

長門國阿河別符潮音寺

事、定置祈願所者也、仍

丁被致天下安穩海内寧

殊家門繁昌懇祈之状如件

應永廿四年七月十六日沙弥

当寺住持

4 大内盛見書下

おびらうちもりあきらかきくたし

一通 縦紙 縦三三・七、横四七・四

【釈文】

（極札）

大内左京大夫殿盛見朝臣御判形長門國（印文穿山）
（黒印）

長門國阿河別符潮音寺

（豊田郡）

事、定置祈願所者也、仍

可被致天下安穩・海内無事、

殊家門繁昌懇祈之状如件、

（一四）七年

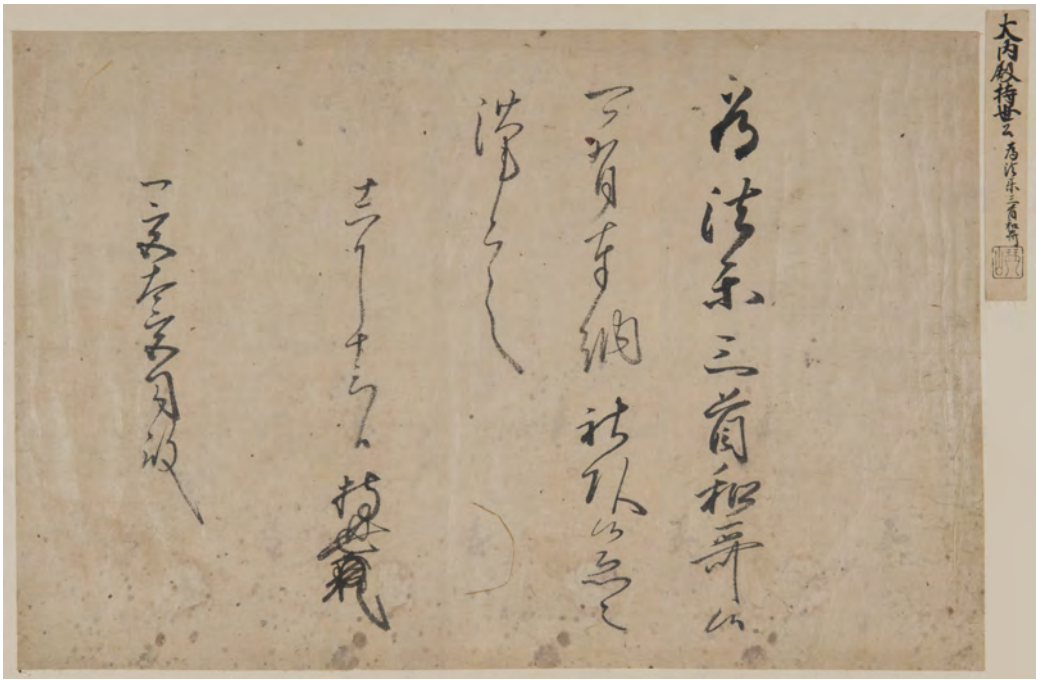
應永廿四年七月十六日 沙弥（花押）

（大内盛見）

当寺住持

【解説】

大内盛見が、長門國阿河別符（現、下関市豊北町）にあった潮音寺を祈願所とし、天下安穩や家門繁昌の祈禱をするよう命じたもの。盛見は大内弘世の六男で、義弘の弟。義弘が応永の乱で戦死後に、幕府が支援した弟の弘茂らを破り、大内家を継いだ。幕府にその立場を認められてからは長期間在京し、幕府を支えた。当時は既に出家していたために、官職名を記すべき公的な文書では剃髪・出家しても依然として俗事に携わる者を意味する「沙弥」を名乗っている。



5 大内持世書状

一通 縦紙 縦二七〇、横四三七

【釈文】

(麻札)

大内殿持世公為法樂三首和歌
(印文(泰山))
〔黒印〕

為法樂三首和歌候、
可有奉納社頭候、恐々

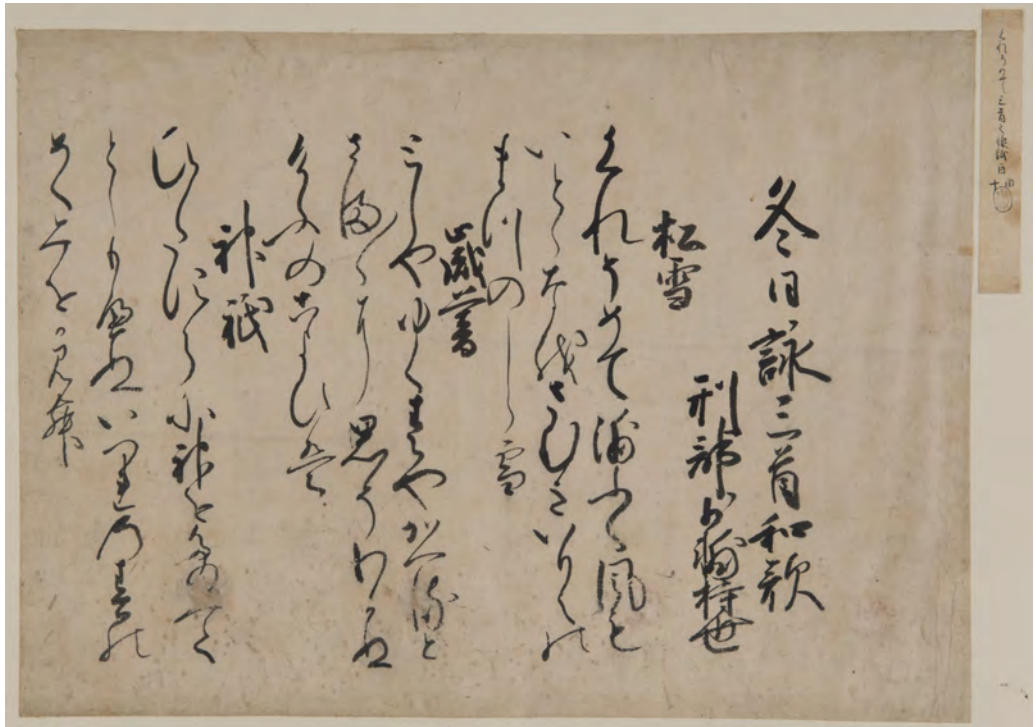
謹言、

(永享十一年(一四三九年カ))
十二月十三日 持世(花押)

一宮太宮司殿

【解説】

大内持世が、長門国一宮(現、下関市の住吉神社)の神を樂しませるために自作の和歌三首を奉納するよう大宮司に指示したもの。年代は、持世の花押の形状をふまえると永享十一年(一四三九)頃のものと思われる。このとき奉納された和歌三首は、具体的には不明。持世は大内氏歴代でも屈指の歌人であり、將軍足利義教から和歌の添削を求められたこともあった。



大内持世和歌懐紙

6

大内持世和歌懐紙

一通 縦紙 縦三二〇、横四四・四

【釈文】

〔極札〕

くれそめて三首之懐紙 四十回 (印文栄) 〔黒印〕

冬日詠三首和歌

刑部少輔持世

松雪

くれそめて浦ふく風も
いと、なをさむきいりえの
まつのしら雪

歳暮

としやゆく春やかへると
さまくに思そわかぬ
けふのこよひは

神祇

ひたすらに神をたのみて
としもへぬいつれの春の
めくみを見む

【解説】

大内持世が、寒さの厳しい真冬の情景や感慨を詠んだ和歌。詠んだ時期は「刑部少輔」という官職名から永享四年（一四三三）四月以前のものである。これらの和歌は、文明十三年（一四八二）に大内政弘が書写させた長門国一宮（現、下関市の住吉神社）伝来文書の写し（政弘本）にも採録されている。したがって、同宮に奉納されたものと考えられるが、No.5とは直接には関係がない。

大内殿教弘公御判形 長門國符

長門國符潮音院同國

阿川別符潮音寺免田

畠等事 任去應永廿四年

七月十六日國清寺殿并永享

十二年二月廿一日澄清寺殿院判

次文安五年三月廿六日禪園

置文之旨、寺務不可有相違之狀

如件

享德二年二月廿五日

從四位下行左京大夫多々良教弘朝臣

禪吉藏主

7 大内教弘安堵状

一通 縦紙 縦三四・二、横四八・〇

【釈文】

(麻札)

大内殿教弘公御判形 長門國符 (印文翠山) (黒印)

長門國符潮音院・同國 (豊東郡) (豊田郡)

阿川別符潮音寺免田

畠等事、任去應永廿四年

七月十六日國清寺殿并永享 (大内盛見)

十二年二月廿一日澄清寺殿院判 (大内持世)

次文安五年三月廿六日禪園

置文之旨、寺務不可有相違之狀

如件、

享德二年二月廿五日 (四五三年)

從四位下行左京大夫多々良教弘朝臣(花押)

禪吉藏主

【解説】

大内教弘が、大内家代々や寺の先代の証拠書類にもとづき、長門國府(現、下関市)の潮音院や同國阿川別符(現、下関市豊北町)の潮音寺の土地等を禪吉藏主が所有することを確認したもの。証拠書類の一つである「応永廿四年七月十六日國清寺殿」の「証判」とは、具体的にはNo.4を指している。

大内殿政弘公 御加筆 輪法 輪殿公致公

夏

竹霰

ひとしきりあらはすきて軒ちかき
まかきの竹にのこるさよ風
夜を寒みおき出、みればそともなる
竹の葉そよきあられ落なり

て真名字のちうてん好さる事
あられいづれも
玉をならへられ候歟、

千鳥

はらひあへすさこそなみたの氷るらん
こゑさへさむくちとりなく也
さよちとりなく一こゑのなみたには
あまりしほる、袖のうへかな

いづれも物さひて
きこえ候、

短夢

奥も捨かたく存候へとも、端は猶題の
心殊勝に候程にまつ合点申候、
夢の浮橋後用に
たてられへく候、

奥も捨かたく存候へとも、端は猶題の
心殊勝に候程にまつ合点申候、
夢の浮橋後用に
たてられへく候、

8 大内政弘和歌懷紙詠草

一通 豎紙 縦二七五、横四四・四

【釈文】

〔蘇札〕

大内殿政弘公ひとしきり御加筆輪法輪殿公致公（黒印）

政弘

竹霰

ひとしきりあらはすきて軒ちかき
まかきの竹にのこるさよ風
夜を寒みおき出、みればそともなる
竹の葉そよきあられ落なり

て真名字のちうてん好さる事
あられいづれも
玉をならへられ候歟、

千鳥

はらひあへすさこそなみたの氷るらん
こゑさへさむくちとりなく也
さよちとりなく一こゑのなみたには
あまりしほる、袖のうへかな

いづれも物さひて
きこえ候、

短夢

奥も捨かたく存候へとも、端は猶題の
心殊勝に候程にまつ合点申候、
夢の浮橋後用に
たてられへく候、

【解説】

大内政弘が、三種の題で二首ずつ詠んだ和歌を、指導を仰いだ公卿の三条公敦きんあつに批評してもらったもの。政弘が自筆で記した同一の題の和歌二首に、三条公敦が小さな文字で批評を加え、優れているほうに合点をつけている。このうち、「竹霰」は二首とも、「千鳥」は優れていると判断された最初の和歌が、政弘の家集「拾塵和歌集」しゅうじんわかしゅうに採録されている。大内政弘は、応仁・文明の乱で西軍の主力として活躍した武将として知られるが、その一方で、歌道に励み、「拾塵和歌集」を編んだほか、宗祇そうぎの「新撰菟玖波集」しんせんつくばしゅうの成立にも大きく貢献した。これらの和歌は、そういった歌人としての政弘の姿を伝える好例。

大内義興公御判形 金子弥十郎家親

執

下 金子弥十郎家親

可令早領知周防伊賀道郷内

拾貳石五斗地 能美刑部左衛門尉事 非同必

右地事 於防府国庁庭上去二月

廿八日藤肥後守弘矩誅戮之時為

養父平左衛門尉家嗣討死之賞所

充行也者早守先例可全領知

狀如件

明應四年四月廿九日

9 大内義興袖判下文

おほうちよしおきそでほんくたしお

一通 縦紙 縦三二・二、横四四・五

【釈文】

(横札)

大内殿義興公御判形 (印文 孝山) 金子弥十郎家親 (黒印)

(大内義興)

(花押)

下 金子弥十郎家親

可令早領知周防伊賀道郷内

拾貳石五斗地 能美刑部左衛門尉事 矩国跡

右地事、於防府国庁庭上去二月 (周防国佐波郡)

廿八日藤肥後守弘矩誅戮之時、為 (金子)

養父平左衛門尉家嗣討死之賞所

充行也者、早守先例可全領知之

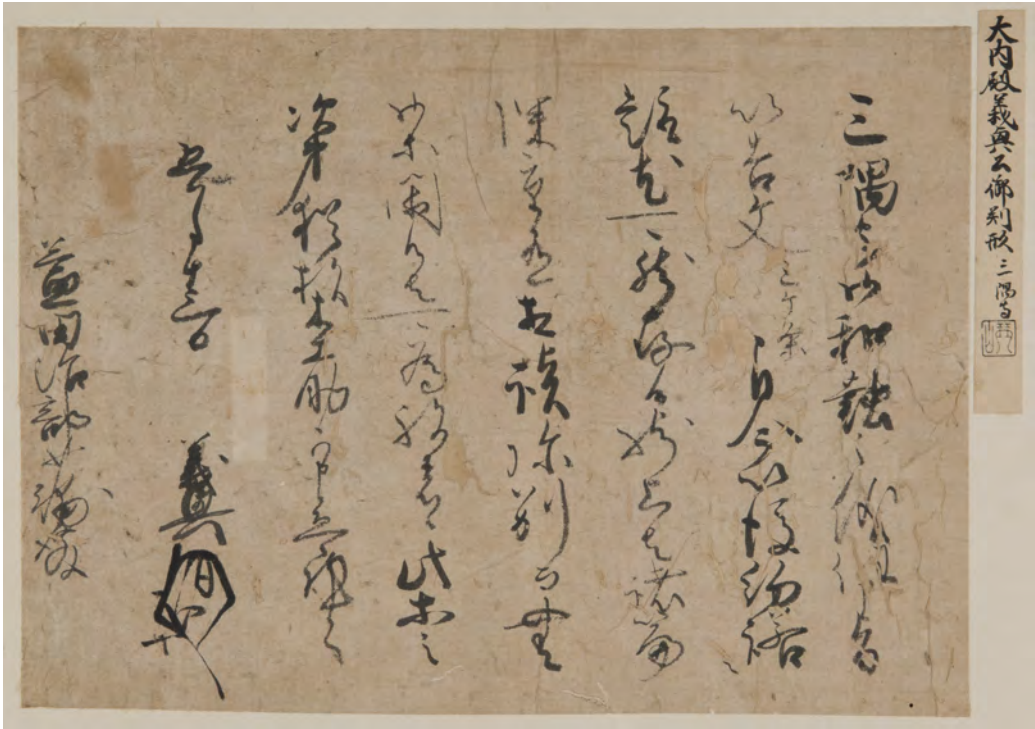
狀如件、

(二四九五年)

明應四年四月廿九日

【解説】

大内義興が、金子家親に周防国伊賀道郷(現、柳井市もしくは山口市徳地)内の土地を養父家嗣討死の恩賞として与えたもの。本文書が出される二ヶ月前に誅伐された内藤弘矩は、長門国守護代を世襲する内藤氏の惣領で大内氏最有力家臣の一人であった。前年の秋に家督を譲られた義興の初政には有力家臣の不穏な動きが表面化しており、代替わりが決して順調ではなかったことがうかがえる。なお、弘矩が誅伐された場所については諸説があったが、本文書により周防国衙(現、防府市)であったことが判明する。



10 大内義興書状

一通 縦紙 縦二・八七、横三・八七

【釈文】

（概札）

大内殿義興公御判形三隅寺（印文奉出）
（黒印）

（興兼）

三隅事、御和融之儀任申旨、
以告文三ヶ条自今以後約諾之

趣、尤可然存候、然上者諸篇

深重有相談、弥別而無

御等閑候者可為祝着候、此等之

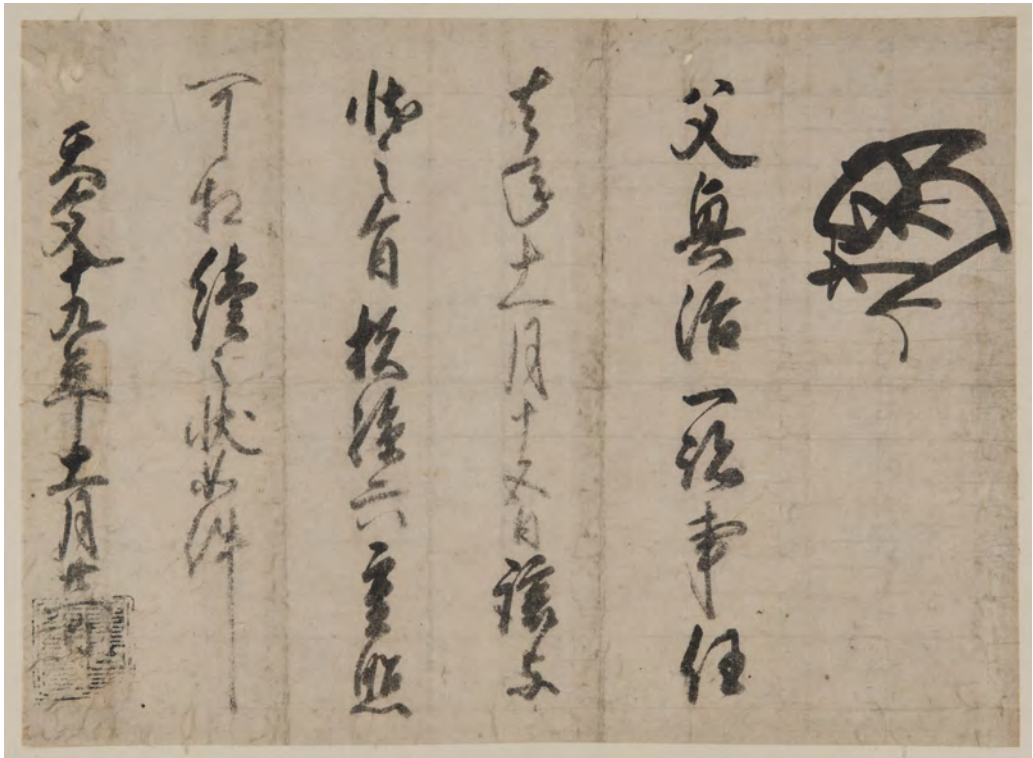
次第、猶杉木工（弘依）助可申候、恐々謹言、
（永正四年）五月十三日

五月十三日 義興（花押）

益田治部少輔殿
（宗兼）

【解説】

大内義興が、益田宗兼が三隅興兼と和睦したことを褒めたもの。
益田氏と三隅氏は石見国の有力国人。当時、大内氏は庇護していた
亡命將軍足利義尹（義植）を擁して上洛するための準備を進めており、
影響下にある各地の有力者に私闘を止めて、義尹に奉公するよう求
めていた。義尹・義興らは七ヶ月後に上洛を開始した。なお、義興
の意を伝えた杉弘依は、代々木工助を名乗る杉氏の有力な一族で、
奉行人や侍大将を務めた。この杉氏は、後年防長に侵攻してきた毛
利氏と鞍掛城（現、岩国市玖珂町）に拠って戦ったことで著名な杉隆
泰の先祖に当たる。



11 大内義隆袖判安堵状

一通 縦紙 縦三一〇、横四二・六

【釈文】

(大内義隆) (花押)

父興治一跡事、任

去年十一月十五日讓与

状之旨、杉孫六重照

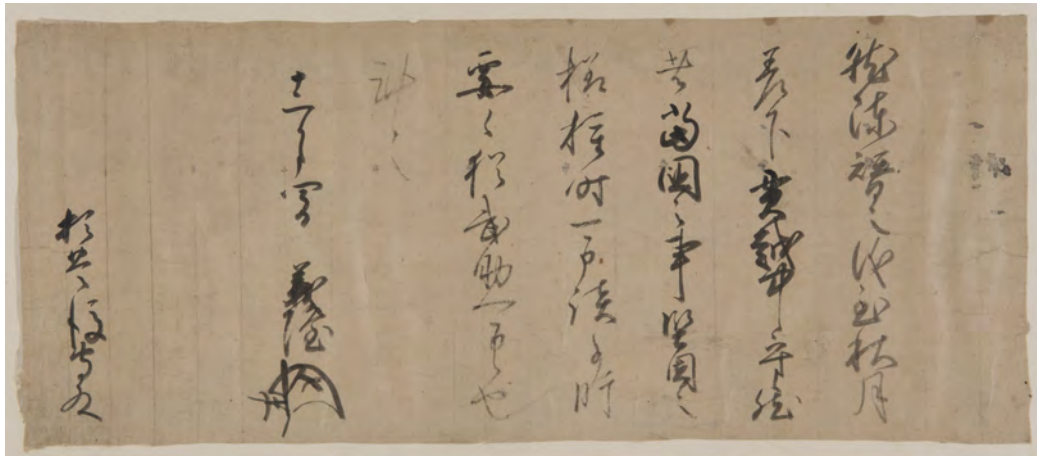
可相続之状如件、

(一五五〇年) (黒印、印文不詳)

天文十九年十一月廿一日

【解説】

大内義隆が、杉重照が父興治の跡を継ぐことを認めたもの。大内氏有力家臣の杉氏は、俗に「八本杉」と称されるほど支族が多く、杉興治・重照父子がどの系統の杉氏かはわからない。文書の袖(右側部分)に義隆の巨大な花押が据えられている。また年月日の末尾の文字に重ねて黒印が捺されているが、印文や誰の印かは不明。



12 大内義隆書状

一通 切紙 縦一九・九、横四七・二

【釈文】

御陳替之儀、至秋月

就陳替之儀、至秋月（陣）
（筑前国夜須・下座郡）

差下貫越中守候、然

差下貫越中守候、然（武助）

者当国之事、堅固之

者当国之事、堅固之

様種時可申談事肝

様種時（秋月）可申談事肝

要候、猶武助可申候也、

要候、猶武助（貫）可申候也、

謹言、

謹言、

十二月四日

十二月四日（天文元年）義隆（花押）

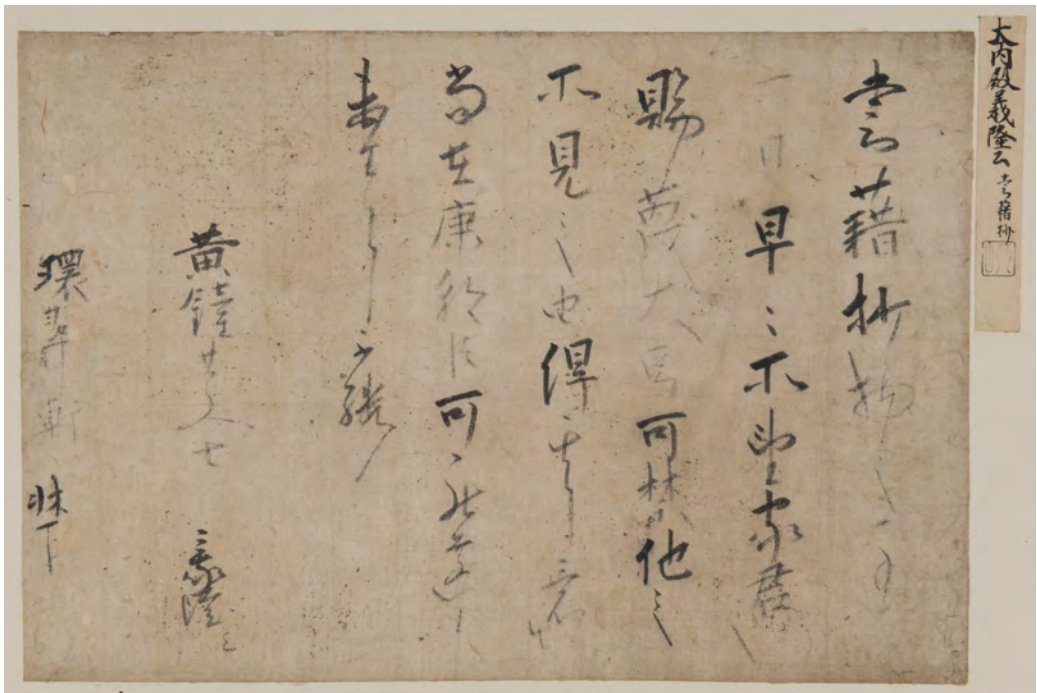
杉豊後守殿

杉豊後守殿（興長）

大内義隆が、陣替えのために秋月（現、福岡県朝倉市）へ派遣した

【解説】

大内義隆が、陣替えのために秋月（現、福岡県朝倉市）へ派遣した
貫武助や秋月種時と相談して、筑前国をしっかりと守るよう杉興長
に伝えたもの。当時、大内勢は大友氏と戦うため九州へ出陣中であり、
義隆自身も長府（現、下関市）に在陣していた。杉興長は筑前国守護
代を世襲し、代々弾正忠・豊後守を名乗る杉氏の一族（豊後守系）で、
杉氏一族内での序列は惣領家（伯耆守系）に次いでいたと思われる。



13 大内義隆自筆書状

一通 堅紙 縦二七〇、横三九・四

【釈文】

（極札）

大内殿義隆公書藉抄 （印文「翠山」）
（通） 〔黒印〕

書藉抄物之事、

一日早々所望、家君之

賜蔑大焉、可禁他之

所見之由、得其意候、

尚在康朝臣可被達候、

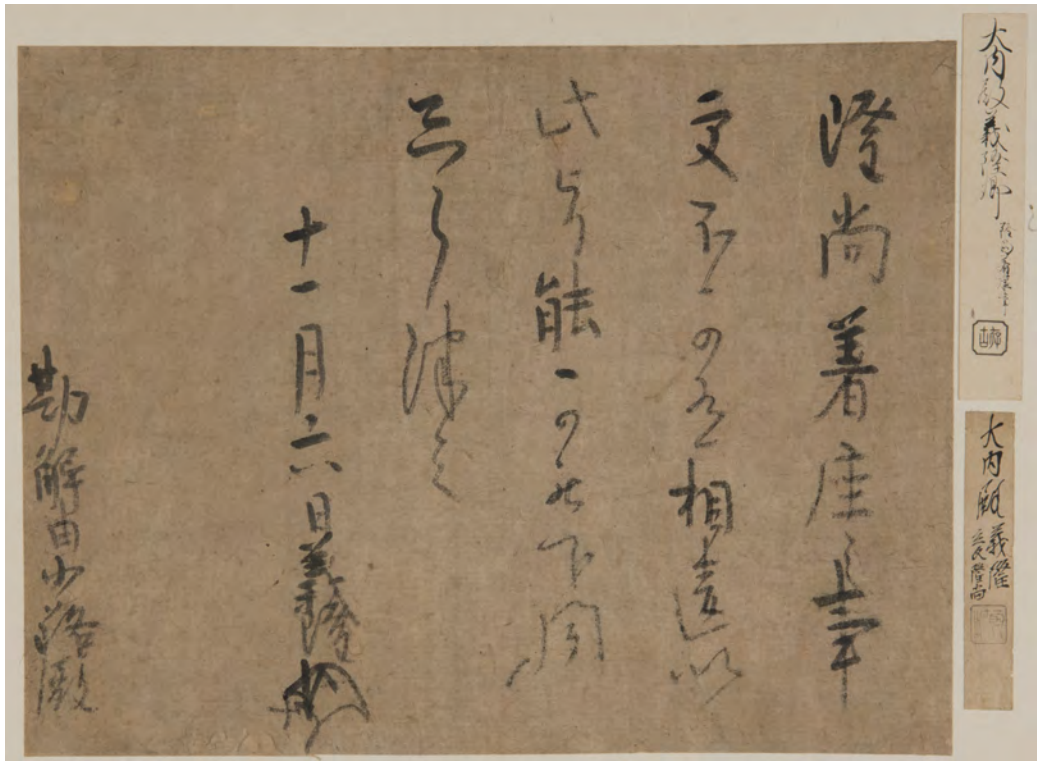
未〔 〕、不継候、

黄鐘廿又七 （十一月二十七日） 義隆上

環翠軒 （宗尤、清原宣賢）
 軒下

【解説】

大内義隆が、所望していた書物の講義録をもらったことを環翠軒かんすいけんに謝した自筆の礼状。環翠軒宗尤そうゆう、まはらののぶたか（清原宣賢）は戦国時代の公卿・学者で、義隆の儒学の師匠である清原業賢なりたかの父親に当たる。両者間を仲介している勘解由小路かでのこうじ在康は大内氏と親交のあった陰陽道おんみょうどうに精通した人物。この文書の年代は特定できないが、義隆の筆跡からNo.14と同じく比較的若い時期のものと思われる。



14 大内義隆自筆書状

一通 縦紙 縦二七・一、横三五・二

【釈文】

(麻札)

大内殿義隆卿(印文不詳)
隆尚着座之事 (黒印)

(麻札)

大内殿(義隆之文隆尚)
 (黒印)

隆尚着座之事、

更不可有相違、以

此旨能可被下聞候、

恐々謹言、

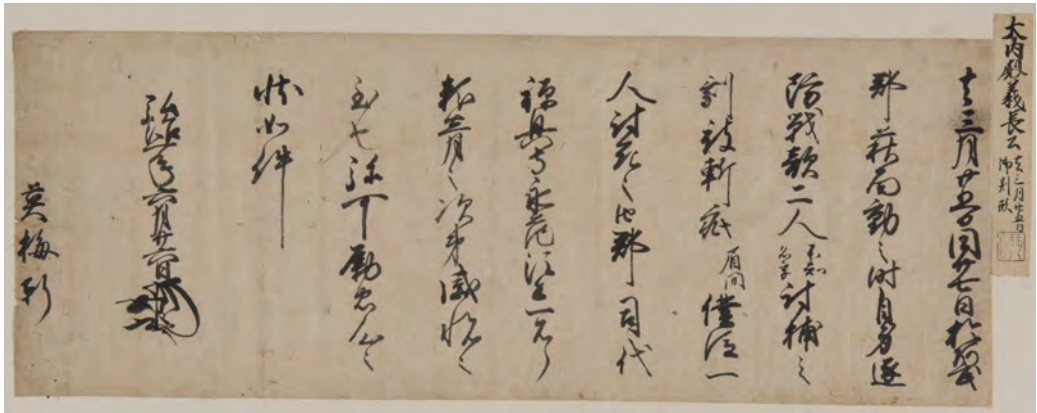
(天文元年十一月三年)

十一月六日 義隆(花押)

勘解由小路殿

【解説】

大内義隆が、黒川隆尚の着座が問題ない旨を確認するよう勘解由小路氏に伝えたもの。黒川隆尚は宗像大社大宮司家の出身で、大内氏一門の黒川家の名跡を継いだ人物。勘解由小路氏(賀茂氏)は陰陽道に精通し、大内氏と親交があった。なおこの文書は、義隆26歳の時に書かれた、年代が特定できる義隆の自筆書状としては最も若い時期のものである。また現在のところ、自筆書状において草名体ではない通常の花押を用いている唯一の事例。



15 大内義長感状

一通 切紙 縦一八二、横四八・九

【釈文】

（極札）

大内殿義長公御判形 （印文奉山）
去三月廿五日・同廿七日於阿武郡菰面動之時、自身遂防戦敵二人不知討捕之、剩被斬疵眉間、僕従一人討死之由、郡司代人禪興寺永花注進一見了、粉骨之次第、感悦之至也、弥可励忠心之状如件、

去三月廿五日・同廿七日於阿武 （長門国）

郡菰面動之時、自身遂

防戦敵二人不知討捕之、

剩被斬疵眉間、僕従一

人討死之由、郡司代

人禪興寺永花注進一見了、

粉骨之次第、感悦之

至也、弥可励忠心之

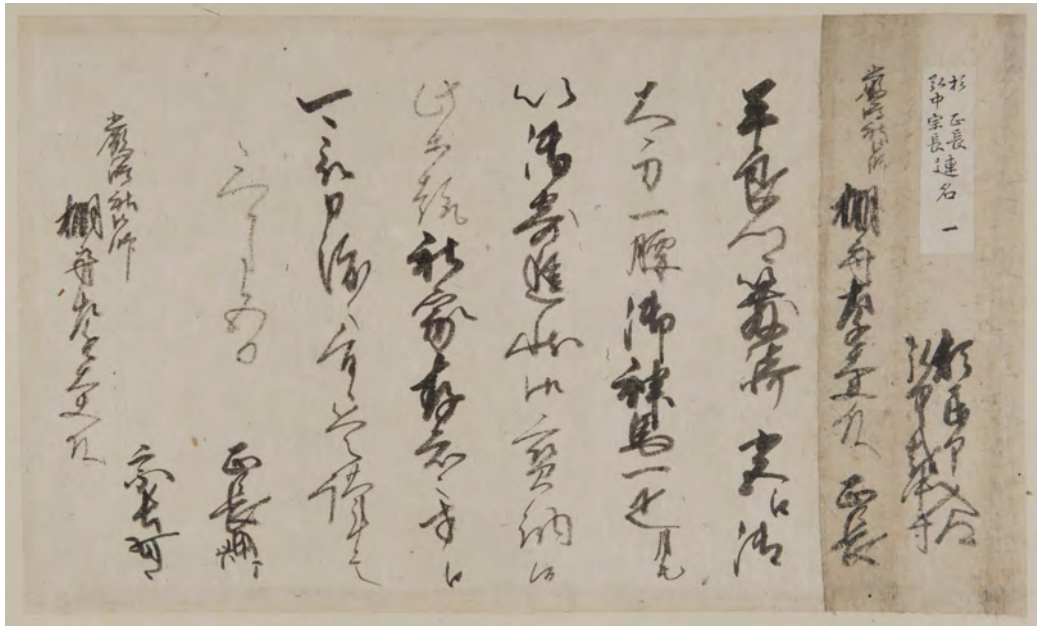
状如件、

弘治二年六月廿六日 （大内義長）
（一五五六年）
（花押）

英梅軒

【解説】

大内氏最後の当主・義長が、萩方面で敵を防いだ際に、二人の首を討ち取り、眉間に疵を負った英梅軒の働きを褒めたもの。英梅軒のこうした戦功を大内氏に報告したのは、「郡司代」(阿武郡代の代官)の禪興寺永花であった。この時戦った相手は、石見国津和野(現、島根県津和野町)を本拠とする吉見氏の軍勢だったと考えられる。



16 大内氏奉行人連署書状

一通 縦紙 縦二・八・五、横四・八・二

【釈文】

〔封紙ウハ書〕

〔押紙〕

杉民部入道
弘中越中守

〔杉正長連名一〕
〔杉中宗長連名一〕

〔安芸国佐西郡〕
平良郷薮崎 宮江御

太刀一腰・御神馬一疋月毛

以御寄進状御宝納候、

此等趣社家存知之方江

可被申渡之旨候、恐々謹言、

〔弘中〕
〔杉興重〕
三月五日

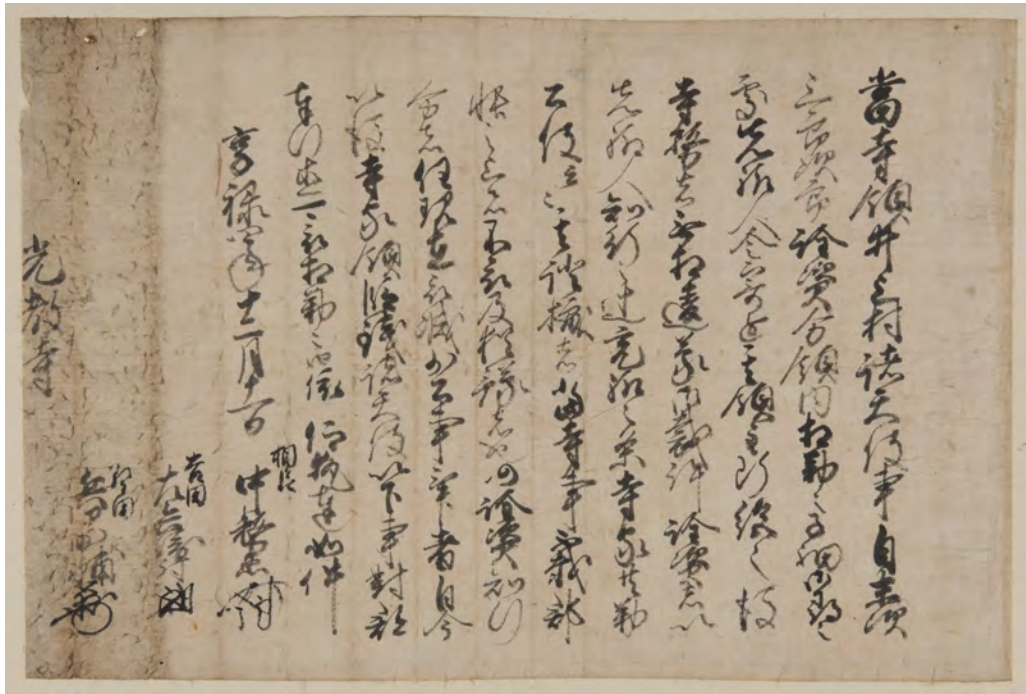
正長(花押)
宗長(花押)

〔房頭〕
〔杉正長連名一〕

〔杉中宗長連名一〕
〔杉正長連名一〕
〔杉興重〕
〔花押〕

【解説】

大内義隆の奉行人が、安芸国の薮崎宮へ義隆が太刀と神馬を寄進したことを厳島神社の神官棚守房頭から伝えるように指示したもの。日下に署判している弘中正長がこの時の「社家申次」(大内氏側の厳島神社担当者)であり、宛所の棚守房頭は大内氏や陶氏の「御師」(信者のために祈祷を行い、参詣の際に宿泊・案内などの世話をする神官)であった。杉宗長(俗名興重)は、代々兵庫助・三河守を名乗る杉氏の有力な一族で、大内氏の奉行人を務めた。



17 大内氏奉行人連署奉書

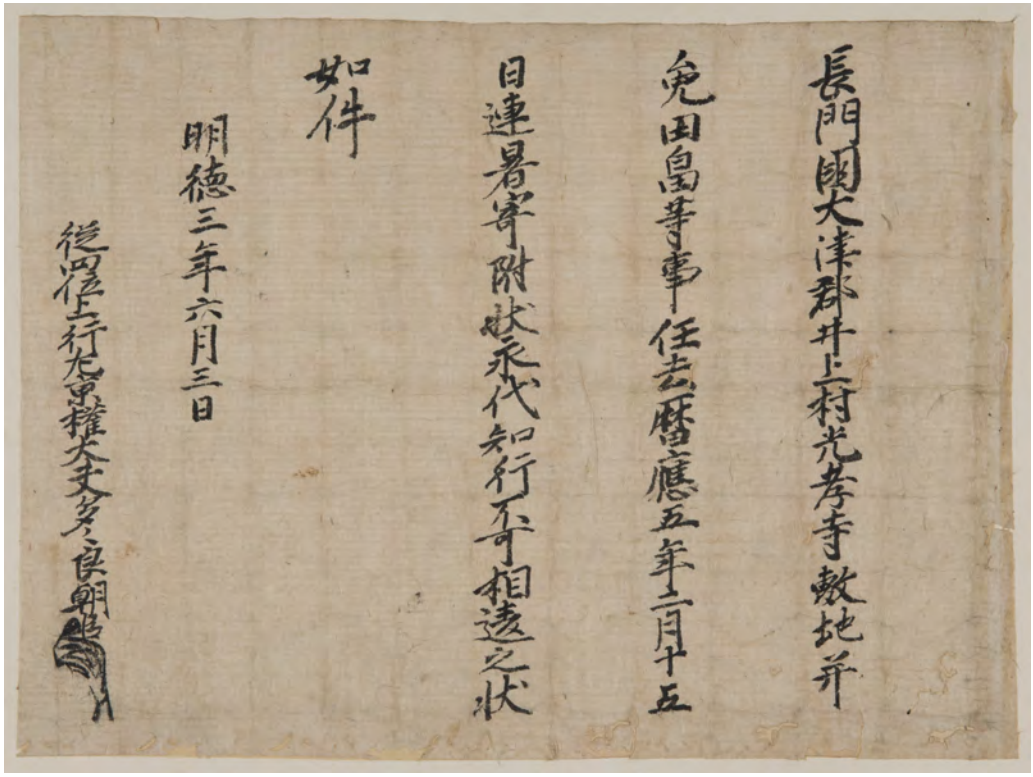
一通 縦紙 縦二・八七、横四二・八

【釈文】

当寺領井上村諸天役事、自末次
（長門国大津郡）
 三郎次郎詮資分領内、相勤之子細御尋之
 処、先給人令寄進、其領主断絶之後、
 寺務者無相違蒙御裁許、詮資者以
 先給人知行之辻充給之条、寺家共勤
 公役云々、其証拠者、当寺事不載郡
 帳之上者、不被及猶予者也、仍詮資知行
 分者、任現在被減少公事畢者、自今
 以後寺家領段諸天役以下事、对郡
 奉行直可被相勤之由、依 仰執達如件、
（相良）（武任）
（五三二年）
 享祿四年十二月十一日 中務丞（花押）
（異筆）吉田（興種）
（異筆）野田（興方）
 左兵衛尉（花押）
 兵部少輔（花押）
 光教寺

【解説】

大内義隆の奉行人が、光教寺領の井上村（いがみ）（現、長門市油谷伊上分
 の租税について、末次詮資の所領から納めていた実態を改め、今後
 は寺が郡奉行に対して直接納めるようにという義隆の意思を伝えた
 もの。租税の納入先である「郡奉行」とは、大内氏の地域支配の要
 であった郡代のこと。郡代は、「郡帳」郡単位の土地・租税台帳）
 の作成・管理、土地や税の分配、郡内の警察権・治安維持・刑事裁
 判などに携わった。光教寺は井上村にあった寺院だが、詳細は不詳。



18 大内義弘安堵状 おほうちしひらぬんどじま

一通 縦紙 縦三・五、横四二・四

【釈文】

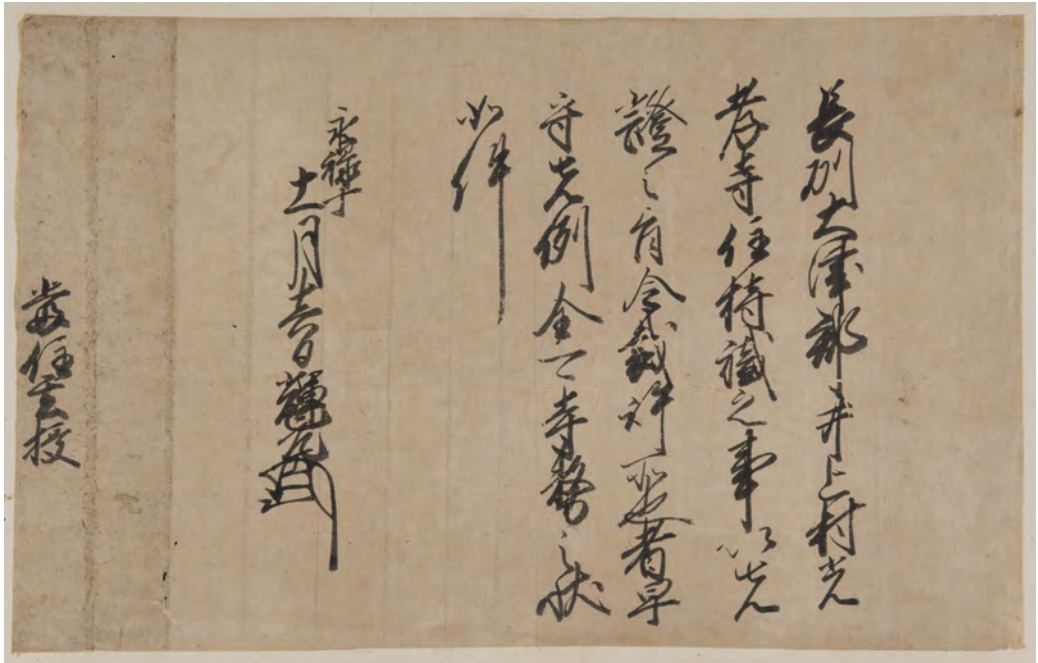
長門国大津郡井上村光孝寺敷地并
免田島等事、任去曆応五年二月十五
日連署寄附状、永代知行不可相違之状
如件、

明德三年六月三日

從四位上行左京權大夫（大内義弘）多々良朝臣（花押）

【解説】

大内義弘が、ある人物もしくは組織に光孝寺の敷地や免税地を永久に所有することを認めたもの。この判断をする際に先例となった「曆応五年二月十五日連署寄附状」とは、誰のものであったかは不詳。



19 毛利輝元安堵状

一通 縦紙 縦二八・八、横四五・七

【釈文】

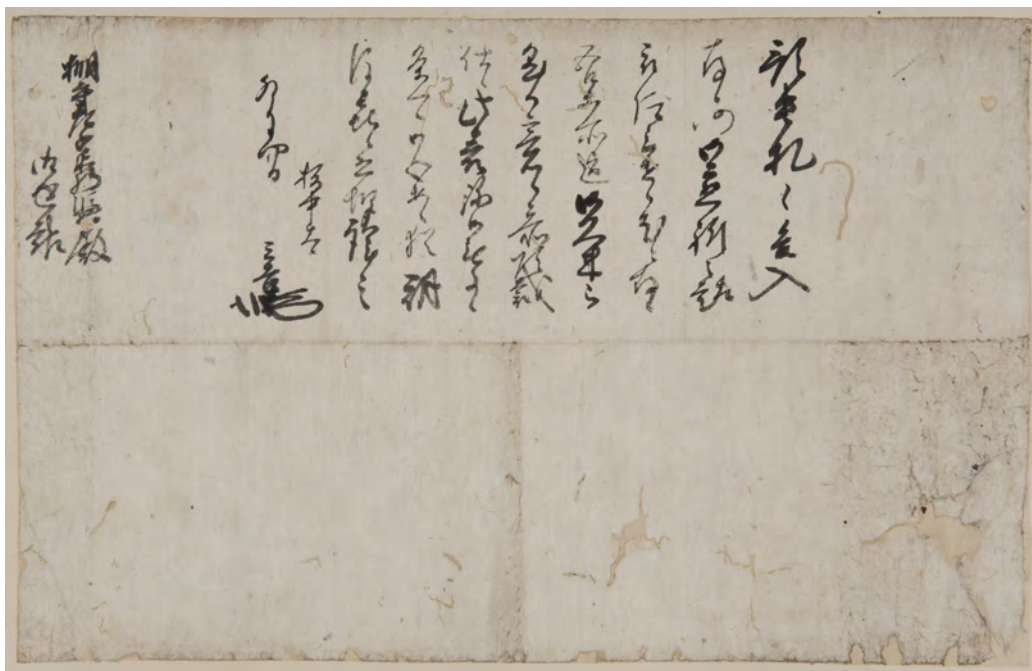
長州大津郡井上村光孝寺住持職之事、以先証之旨令裁許所也者、早守先例全可寺務之状如件、

永祿十
十一月十六日 輝元(花押)

当住玄授

【解説】

毛利輝元が、光孝寺の現住持である玄授が引き続き同寺の住持を務めることを認めたもの。年号が月日と同じ行ではなく、その右脇につけられているが、これは後から書き入れたものではなく当初からのものと考えられる(付年号)。



20 榎本元吉書状

一通 折紙 縦三・九、横五〇・〇

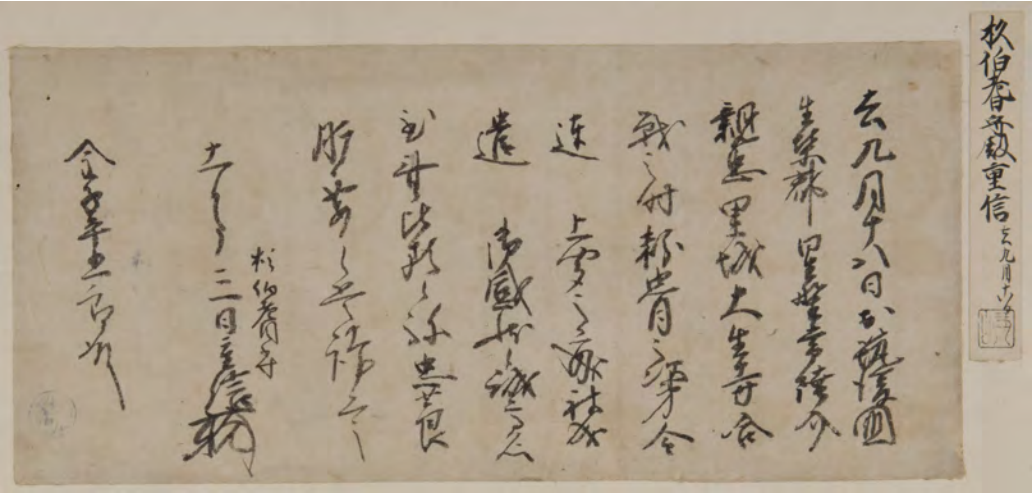
【釈文】

預貴札候、畏入
 存候、仍御懇祈之趣、
 被仰置候、尤ニ存候、
 吾等所迄御久米被
 懸御意候、忝頂戴
 仕候、此表弥御無事候
 条、可御心安候、猶期
 後喜候、恐惶謹言、
 卯月四日 榎中太
 元吉(花押)
 榎守左近衛将監殿
 御返報

【解説】

榎本元吉が、安芸厳島神社神官の榎守元行から毛利氏のために祈
 禱を行った報告を受け、久米(供米。神仏に供えたのち、下げた米)
 を個人的にも受け取った礼を述べたもの。榎本元吉は、毛利輝元・
 秀就に仕え、萩藩の当職などを務めた毛利氏の重臣。なおこの文書
 は、元吉の官途が「中太」(中務大輔)であることから慶長二年
 (二五九七)以降のものと考えられる。

秋伯耆守殿重信 去九月十八日



21 杉重信^{すぎしげのぶ}重書状^{しよじょう}

一通 切紙 縦一六三、横三六〇

【釈文】

〔^{（釋札）}〕

杉伯耆守殿重信^{（印文「翠山」）} 去九月十八日^{（黒印）}

於筑後国

生葉郡星野常陸介

親忠里城大生寺合

戦之時、粉骨之次第令

達 上聞之処、被成

遣 御感状候、誠高名

至、無比類候、弥忠節

肝要候、恐々謹言、

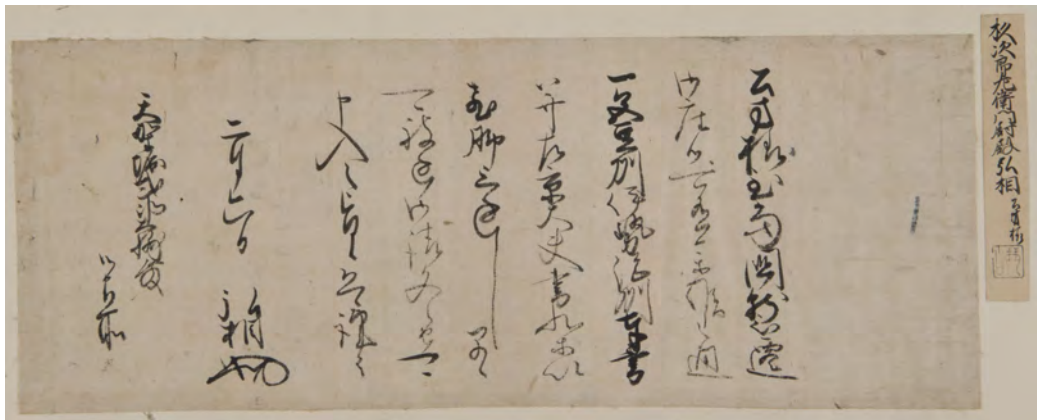
十一月三日^{（裏）} 重信^{（花押）}

金子平五郎殿

〔^{（裏）}印文不詳
（黒印）〕

【解説】

杉重信^{（しげのり）}が、筑後国大生寺（現、福岡県うきは市）合戦における金子平五郎の働きを大内義隆が褒めた旨を伝えたもの。この戦いで杉重信率いる大内勢は大友方の星野親忠を討ち取っており、金子氏は杉氏の指揮下にいたものと考えられる。杉重信は、豊前国守護代を世襲し、代々七郎・伯耆守を名乗る杉氏（伯耆系）で、杉氏一族の惣領とされている。杉孫七郎が継いだ杉家の直接の先祖にあたる。



22 杉弘相書状

すぎ ひろすけしよじょう

一通 切紙 縦一六・三、横四八・一

【釈文】

(庶札)

杉次郎左衛門尉殿弘相公方様
(印文「翠山」)
(黒印)

〔端裏切封〕
〔墨引〕

(足利義尹、義植)
公方様至当国就被遷

御座候、可有参候之通、

一色豆州・伊勢総州奉書

(大内義興)
并左京大夫書札等以

飛脚上進候、早々

可被進御請文之由、可

申入之旨候、恐々謹言、

(明応九年二月五日)
二月六日 弘相(花押)

(元貞)
天野堀式部大輔殿

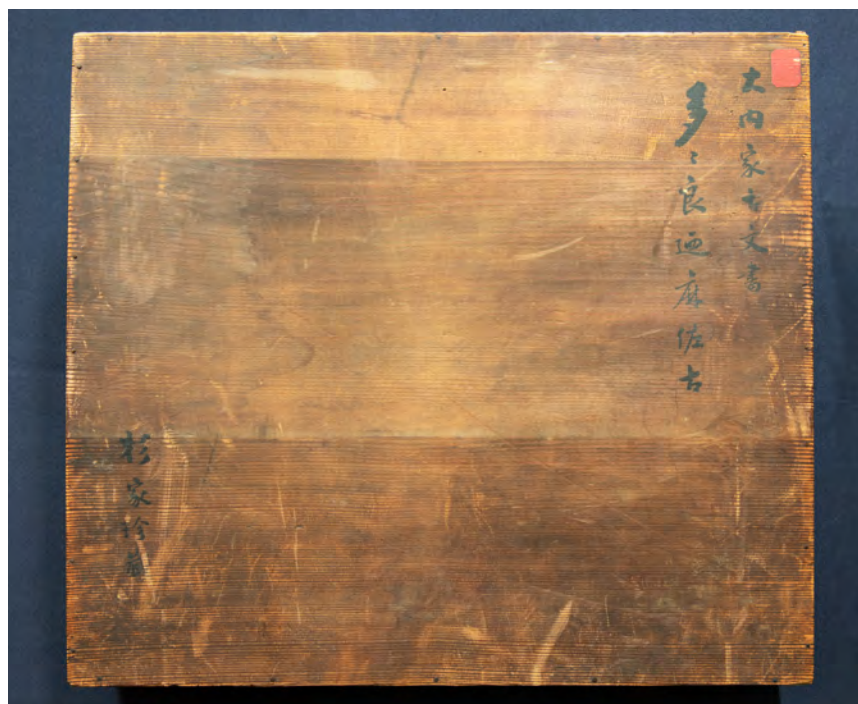
御宿所

【解説】

杉弘相が、周防国に下向した足利義尹(義植)の許へ参上するように安芸国人の天野元貞に伝え、その命に対する「請文」(履行を約束する承諾書)の提出を求めたもの。足利義尹は室町幕府一〇代將軍で、当時將軍の座を追われ、復権を目指して大内氏を頼ってきた。杉弘相は、代々小次郎・次郎左衛門尉を名乗る杉氏の有力な一族で、この時は東西条代官として安芸国人らを統率する立場にあった。天野元貞は安芸国志芳堀(現、広島県東広島市)を本拠とする安芸国人の一人で、後の右田毛利氏へ連なる志芳東(同)の天野氏とは別系統。



「多々良の麻佐古」本体 外題揮毫／杉孫七郎



「多々良の麻佐古」木箱蓋表

企画展 手鑑「多々良の麻佐古」－中世大名大内氏文書の粹－
展示解説書

[発行日] 令和5年11月23日

[編集・発行] 山口県立山口博物館 〒753-0073 山口市春日町8-2

©2023 山口県立山口博物館